

⑤

前橋市教育委員会告示第4号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

令和7年3月6日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 日 時 令和7年3月13日(木) 午後2時30分
- 2 場 所 市役所11階北会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第6号 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の改正について
 - (2) 議案第7号 臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
 - (3) 議案第8号 前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の改正について
 - (4) 議案第9号 前橋市指定文化財の指定について
 - (5) 議案第10号 前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針(改訂版)の策定について
 - (6) 議案第11号 市費負担教職員(管理職)人事の内申について
 - (7) 議案第12号 前橋市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定について
 - (8) 報告第2号 令和7年第1回定例市議会提出予定議案(条例)の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

令和7年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

- (1) 議案第6号 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の改正について
- (2) 議案第7号 臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
- (3) 議案第8号 前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の改正について
- (4) 議案第9号 前橋市指定文化財の指定について
- (5) 議案第10号 前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針（改訂版）の策定について
- (6) 議案第11号 市費負担教職員（管理職）人事の内申について
- (7) 議案第12号 前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定について
- (8) 報告第2号 令和7年第1回定例市議会提出予定議案（条例）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

「注」下線については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について（総務課）
- (2) 令和6年度第2回前橋市教育情報利活用推進委員会の開催結果について（総務課）
- (3) 令和6年度第2回文化財調査委員会議の開催結果について（文化財保護課）
- (4) 令和7年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について（前橋高等学校）
- (5) 令和6年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について（生涯学習課）

教育委員会議案第6号

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の改正について

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和7年3月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

(前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則(昭和42年前橋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市学校給食運営委員会規則の一部改正)

第2条 前橋市学校給食運営委員会規則(平成16年前橋市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則及び前橋市学校給食運営委員会規則の改正について（議案第6号）

教育委員会事務局総務課

1 改正の理由

栄養士法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則関係

第3条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(2) 前橋市学校給食運営委員会規則の改正関係

第3条第2項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に場長、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、自動車運転技士、ボイラー技士及び調理技士を置く。ただし、ボイラー技士については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条に規定する場合を除き、置かないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に場長、<u>栄養士</u>、自動車運転技士、ボイラー技士及び調理技士を置く。ただし、ボイラー技士については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条に規定する場合を除き、置かないことができる。</p>

前橋市学校給食運営委員会規則新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 市立学校の<u>栄養士又は管理栄養士</u>の代表</p> <p>(5)～(6) 省略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 市立学校の<u>栄養士</u>の代表</p> <p>(5)～(6) 省略</p>

教育委員会議案第7号

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則を次のとおり廃止しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のとおり公布します。

令和7年3月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年前橋市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について（議案第7号）

文化財保護課

1 廃止の理由

臨江閣の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、条例に必要な事項を定める市規則を新たに制定することに伴い、前橋市教育委員会規則を廃止するもの。

2 主な内容

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年前橋市教育委員会規則第4号）を廃止する。

3 施行期日

令和7年4月1日

教育委員会議案第8号

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の改正について

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和7年3月 日

前橋市教育委員会
教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和49年前橋市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 民間委託文庫の利用（第22条—第24条）」を削り、「第25条」を「第22条」に、「第26条・第27条」を「第23条・第24条」に改める。

第22条から第24条までを削り、第25条を第22条とし、第26条を第23条とし、第27条を第24条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則の改正について（議案第8号）

図書館

1 改正の理由

民間委託文庫が閉鎖することに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

民間委託文庫について、規定した目次及び条を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

前橋市立図書館の管理及び運営に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 図書館奉仕 第1節～第4節 省略</p> <p>第4章 委託(第22条)</p> <p>第5章 補則(第23条・第24条)</p> <p>附則</p> <p>(委託)</p> <p>第22条 省略 (書類の様式)</p> <p>第23条 省略 (その他)</p> <p>第24条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 図書館奉仕 第1節～第4節 省略</p> <p>第5節 民間委託文庫の利用(第22条—第24条)</p> <p>第4章 委託(第25条)</p> <p>第5章 補則(第26条・第27条)</p> <p>附則</p> <p>(民間委託文庫)</p> <p>第22条 幼児及び児童の利用に供するため、民間協力者による民間委託文庫(以下「委託文庫」という。)を設けることができる。</p> <p>(委託文庫の指定)</p> <p>第23条 委託文庫は、民間協力者の申請に基づき、教育長の承認を得て、館長が指定する。</p> <p>(委託文庫の管理)</p> <p>第24条 委託文庫の管理、運営及び利用については、館長の指導により、委託文庫開設者が定めるものとする。</p> <p>(委託)</p> <p>第25条 省略 (書類の様式)</p> <p>第26条 省略 (その他)</p> <p>第27条 省略</p>

教育委員会議案第9号

前橋市指定文化財の指定について

前橋市文化財保護条例（昭和38年前橋市条例第19号）第3条の規定に基づき、前橋市指定文化財に指定しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

1 指定しようとする物件

前橋市指定重要文化財 月田近戸神社中世石造物群

2 指定年月日

議決の日

名 称 案	月田近戸神社中世石造物群
所 在 地	前橋市粕川町月田 1 2 6 1
員 数	4 基
所有者及び管理者	所有者 前橋市粕川町月田 1 2 6 1 近戸神社 管理者 前橋市粕川町月田 1 2 6 1 近戸神社
概 要	<p>本物件は、前橋市粕川町月田所在の近戸神社境内にある六地藏石殿、石造宝塔、石造物基礎 1、石造物基礎 2 の 4 基の石造物で構成される。このうちの六地藏石殿は「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」により昭和十八年に重要美術品として国指定されたが、昭和 25 年の「文化財保護法」の施行時には指定が継続されずに「旧国認定重要美術品」として扱われていたものである。</p> <p>六地藏石殿 四方造りの屋根をもつ身部が基礎石の上に置かれたものである(法量は別紙 1)。身部は方形である。三面は、各面に地蔵が二体つつそれぞれ仏龕として浮彫りされ、全体で六地藏を構成している。ほかの一面には銘文があり、「幽阿弥陀仏」の造立者名と「暦応五年二月十八日」の造立年が刻まれている。安山岩製である。六地藏を表した石造物としては県内最古のものである。(暦応五年…西暦 1342 年) なお、六地藏の顔部はすべて摺り取られているが、これは明治時代の廃仏毀釈によるものと思われる。</p> <p>石造宝塔 笠と塔身が、一石削り出しの二段構造の基礎石に置かれたものであるが、相輪は露盤・伏鉢・請花のみで宝珠と九輪を欠いている(法量は別紙 1)。塔身は銅張り状の曲線的で下部がやや狭まる南北朝期の様式を示している。銘文は、塔身に「南無阿弥陀仏」の六字名号と「暦応四辛巳年」の造立年が刻まれている。(暦応四年…西暦 1341 年)</p>

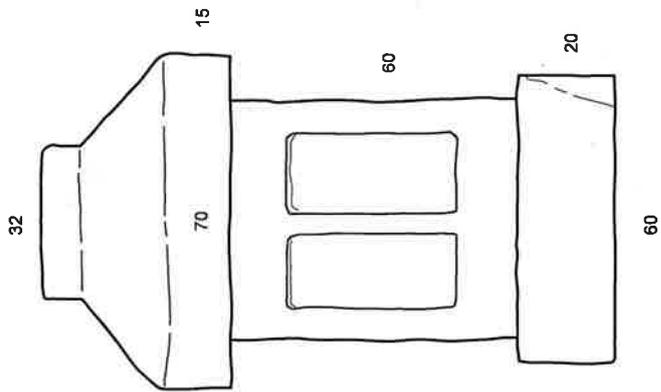
石造物基礎 1

石造物の基礎石と思われる（法量は別紙 1）。石造物基礎 2 とともに「層塔々身」といわれていたが、詳細は不明である。三面に舟形光背形の龕に仏像が浮彫りされている。風化で判然としないがその一つは阿弥陀如来像である。ほかの一面には暦応三庚辰年の銘文が刻まれている。（暦応三年…西暦 1340 年）なお、この基礎石は二つに割られているが、仏像面の棄損がないことから移設時に軽量化を図る目的だったと思われる。

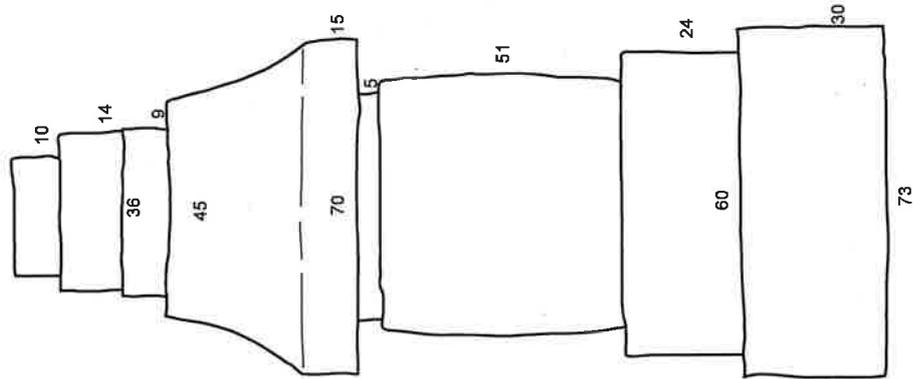
石造物基礎 2

石造物の基礎石と思われるが、詳細は不明である（法量は別紙 1）。三面にはキリク・ラーク・ウンの梵字が刻まれている。ほかの一面には「應安四年 一舎親四十三人□□」の銘文が刻まれている。（應安四年…西暦 1371 年）なお、この基礎石は二つに割られているが、梵字面の棄損がないことから移設時に軽量化を図る目的だったと思われる。

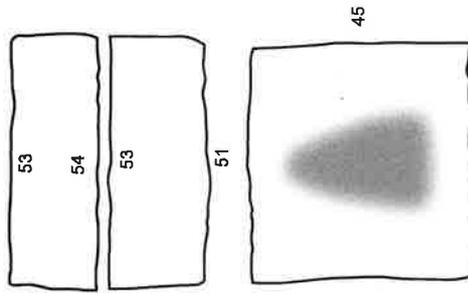
これらのことから、前橋市指定重要文化財の指定基準「7 建造物の部 ③歴史的価値の高いもの、④学術的価値の高いもの」に該当するものと考えられる。



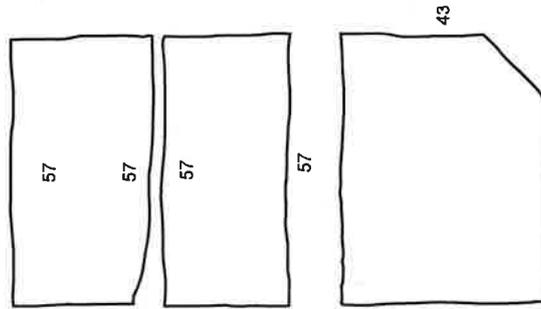
六地藏石殿 総高(現存高) 124cm



石造宝塔 総高(現存高) 181cm



石造物基礎1 総高45cm



石造物基礎2 総高43cm

別紙 2



石造物基礎 1



南より



西より



北より



東より

石造物基礎 2



南より



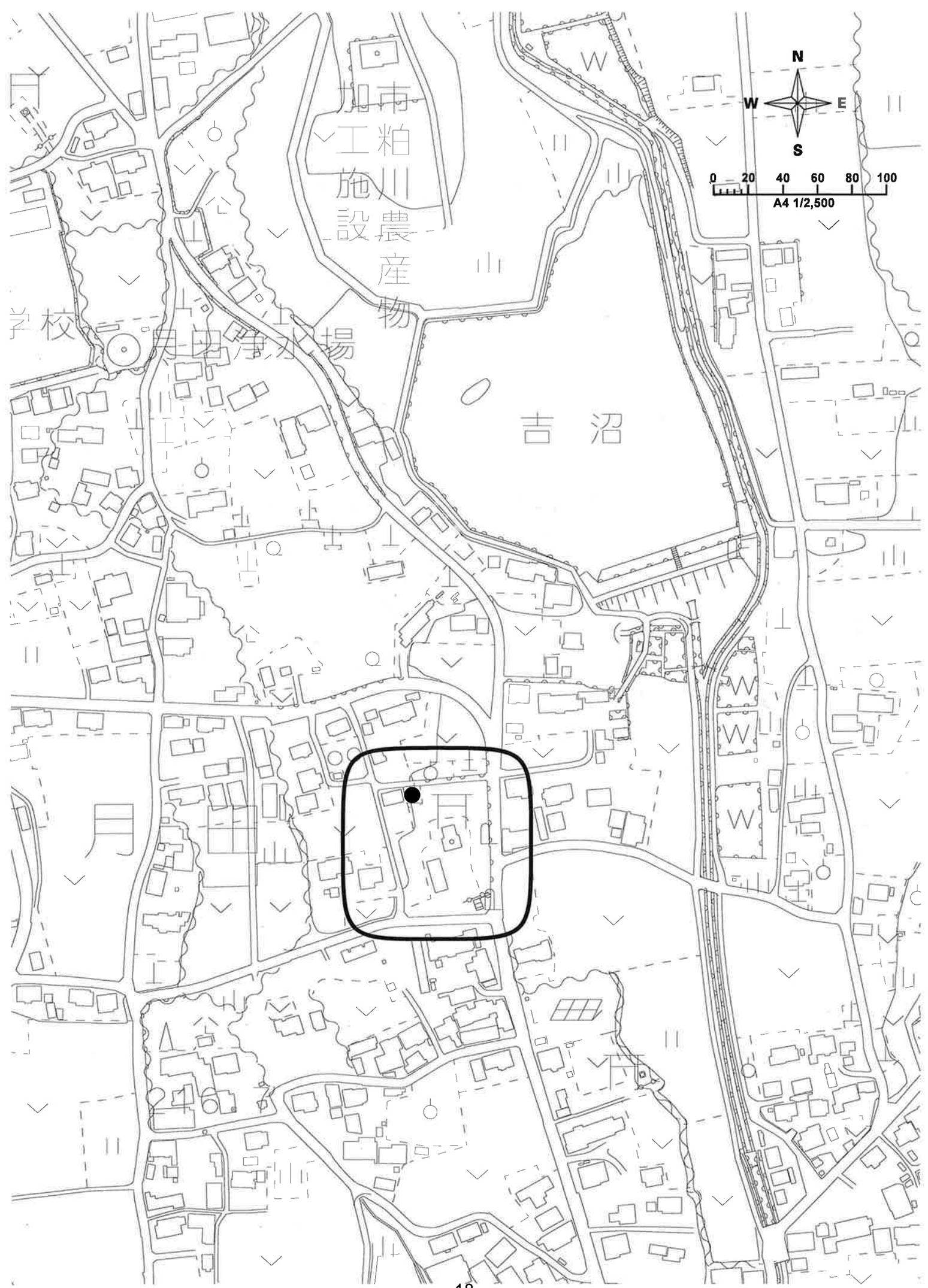
西より



北より



東より

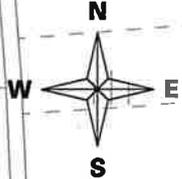


加市
工粕施川農産物

学校

吉沼

吉沼



0 20 40 60 80 100
A4 1/2,500



教育委員会議案第10号

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針（改訂版）の策定について

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針（改訂版）を次のとおり決定しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針 改訂版（案）に係る
パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

学務管理課

1 意見募集期間

令和7年1月7日（火）から令和7年2月7日（金）まで

2 意見提出者及び意見数

- ・意見提出者数：2人
- ・意見提出件数：21件

3 意見の概要及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に
対する市の考え方を公表します。

No.	意見の概要	市の考え方
1	改訂された点（Ⅱ前橋市の現状を除いて）を教えてください。	・小中学校の適正規模の基準に、準適正規模の規定を新設しました。 ・適正規模・適正配置の検討対象校の規定を新設しました。 ・具体的な統合計画案を削除しました。 ・その他、社会情勢の変化に合わせて、文言修正を行いました。
2	p 1 の下段（このような状況の変化・・・）の記載がありますが、令和4年度からの検討の会議録・資料・会議メンバー等を教えてください。	令和4年度及び令和5年度は内部での検討を行い、令和6年度は「小中学校の適正規模・適正配置諮問委員会」での検討を行ってまいりました。諮問委員会での資料や会議録については、本市ホームページをご参照ください。
3	p 2 の「適正規模・適正配置に関するこれまでの経緯」の記載がありますが、事業進捗に伴う課題としてどのような事柄があったのか教えてください。	通学路の安全確保や学校の施設設備の整備、児童生徒にとっての環境変化への対応等が課題として挙げられております。

4	p 7 の下段（なお、適正な・・・）では、予算を投入すれば、適正規模化は不要との考えに至らないのでしょうか。	よりよい教育環境の整備・充実を図るためには、一定程度の学校規模を有することが望ましいと考えております。
5	p 7 の中下段（④一定の教員数の確保・・・）の記載がありますが、例えば、小規模、適正規模、大規模では、どのように教員数に変遷するのか、また事務分掌が重なるのか等、記載してはいかがでしょうか。	教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等により規定されております。具体的な説明をする際に、いただいた視点も生かしてまいります。
6	p 8 において、施行規則から学級数を記載していると思いますが、人数を課題としておりますので、児童生徒数も併記したほうがよろしいのではないのでしょうか。	法令や手引きに沿って、学級数で記載したいと考えております。
7	p 8 において、学級数は群馬県の基準から算出されていますが、施行規則を用いておりますので、1学級35人換算がよろしいのではないのでしょうか。	適正規模・適正配置の目的を考えると、学級数については、本県の実情に即して本県の基準から算出することが適切であると考えております。
8	p 8 の中上段（・施設利用や安全確保・・・）の記載がありますが、最大学級数または最大人数について、どのような想定で現準適正規模校は建築されたのでしょうか。	児童生徒数の推移や見込みを勘案して、必要と思われる規模の学校を建築してまいりました。
9	p 9 の上段（通学可能かどうか・・・）の記載がありますが、徒歩における通学距離の基準や市内平均値等あれば、記載してはいかがでしょうか。	地域の実情が異なるため、小中学校の適正配置を一律に定めることは困難であると考えております。通学距離の市内平均値は把握しておりません。
10	p 9 の上段（地域の実情を踏まえて・・・）含め、「地域の実情」との記載がありますが、これは土地の高低差、通学区域内における学	通学距離だけでなく、道路事情や通学経路なども踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱う必要があると考えております。

	校への距離、通学路の状況など、児童生徒の通学に支障となる事柄を指している、との考えでよろしいでしょうか。	
11	p 9 の上段（スクールバス等・・・）の記載がありますが、「等」に路線バス、マイバス、デマンドバス、タクシーは含まれているのでしょうか。	通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、活用できる交通手段を幅広く検討していく必要があると考えております。
12	p 1 2 の中上段（義務教育学校への移行・・・）の記載がありますが、教職員の方の人数や配置についてもメリットがあるとの理解でよろしいでしょうか。	教職員の人数や配置の観点だけではなく、教育上のメリットがみられる場合に、義務教育学校への移行協議も選択肢の一つとして考えております。
13	p 1 3 の上段（該当校の意向を踏まえて・・・）の記載がありますが、これは在校生、教職員、保護者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。加えて、地域住民の意向も適宜把握してまいりたいと考えております。
14	p 1 3 の中上段（該当校への教員及び・・・）の記載がありますが、群馬県教育委員会では無く、前橋市教育委員会が人選及び人員配置のすべてを決定できる立場であるとの理解でよろしいでしょうか。	人事に関することになりますので、慎重に取り扱わせていただきたいと考えております。
15	p 1 4 の上段（地域コミュニティの存続）の記載がありますが、これは、在校生及び保護者、今後入学する児童生徒とその保護者との理解でよろしいでしょうか。	地域コミュニティの存続については、関係者や地域住民の意向も踏まえながら、市全体として検討していく必要があると考えております。
16	p 1 4 の下段（②校長は、PTA 会長や）の記載がありますが、校長は人事異動で該当校に着任しており、該当校区に住所を有してい	適正規模地区委員会では、当該校の校長が P T A 会長や地元自治会長等と協議のうえで、構成員の選定を行っていただきたいと考えており

	る方では無いと思いますので、選定者は校区に住所を有している方がよろしいのではないのでしょうか。	ます。
17	p 15 の中段（校長は各委員会の構成員とする）の記載がありますが、校長は構成員ではなく、説明者側（事務局側）ではないのでしょうか。	基本方針等の説明は、前橋市教育委員会が行う予定です。
18	各校の適正規模地区委員会が当該校の存続を決定した場合、適正規模に関する協議は終了する、との理解でよろしいのでしょうか。	各校の適正規模地区委員会が当該校の存続を決定した場合であっても、社会情勢の変化や児童生徒数の実情によっては、改めて協議をお願いする場合があります。
19	地区委員会の構成員に、在校生や卒業生（卒業して10年以内など）は含まれない、との理解でよろしいのでしょうか。	地区委員会の構成員には、在校生は含まれません。卒業生は、各校の判断に委ねさせていただきたいと考えております。
20	パブリックコメント後の改訂された基本方針は、「すぐーる」などの手段により、現保護者や児童生徒に周知されるのでしょうか。	策定後の基本方針については、現保護者等にも周知させていただきたいと考えております。
21	統廃合の検討では市全体の開発計画との整合性を取りつつ、移転候補先として統廃合対象の小中学校だけではなく、市有施設全体、及び場合によっては国・県有地の全てを選択肢に入れた上で検討を進めることを期待致します。	市全体の計画も踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

※とりまとめの都合上、意見等の内容は適宜要約しています。

令和7年2月28日

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美 様

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置
に係る諮問委員会
委員長 音 山 若 穂

前橋市立小中学校の適正規模・配置について（最終答申）

令和6年5月29日、前橋市教育委員会教育長から「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置に係る諮問委員会」に対し、「前橋市立小中学校の適正規模・配置について」諮問が行われた。

諮問を受け、本委員会では令和6年5月より4回にわたり、児童生徒のよりよい教育環境の整備・充実を目的として、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」の改訂に係る審議を行い、10月に中間答申を行った。

中間答申を行った後、本答申の内容を見直すべき事由がなかったため、中間答申で答申した内容をもって、最終答申とする。

前橋市教育委員会におかれては、児童生徒のよりよい教育環境の整備・充実を図るため、答申や審議内容を踏まえて、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」の改訂版を作成することとされたい。

(案)
前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針改訂版
【概要版】

1 基本方針改訂の趣旨

「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」については、平成20年8月に策定し、その策定から15年以上が経過した今、少子化の進行や地域の実情の変化など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化してきている。

そこで、児童生徒数の減少期において、よりよい教育環境の整備・充実を図るため、現状や今後の児童生徒数の見通しに即して基本方針の改訂を行うもの。

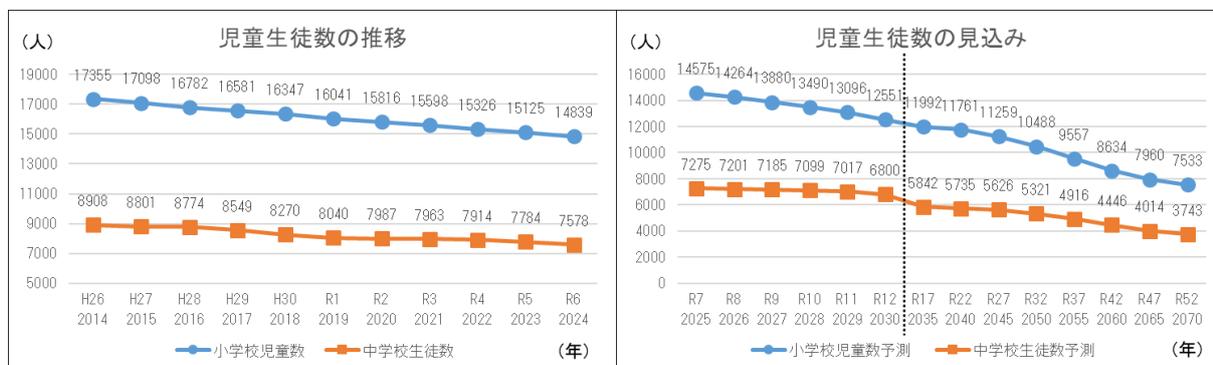
2 基本方針（改訂版）の適用期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とし、社会情勢の変化や児童生徒数の実情などに対応するため、令和12年度を目途に見直す。

3 児童生徒数の推移と見込み（みやま分校除く）

小学校の児童数は10年前と比較すると2,516人減少（14.5%減少）しており、更なる減少が見込まれている。

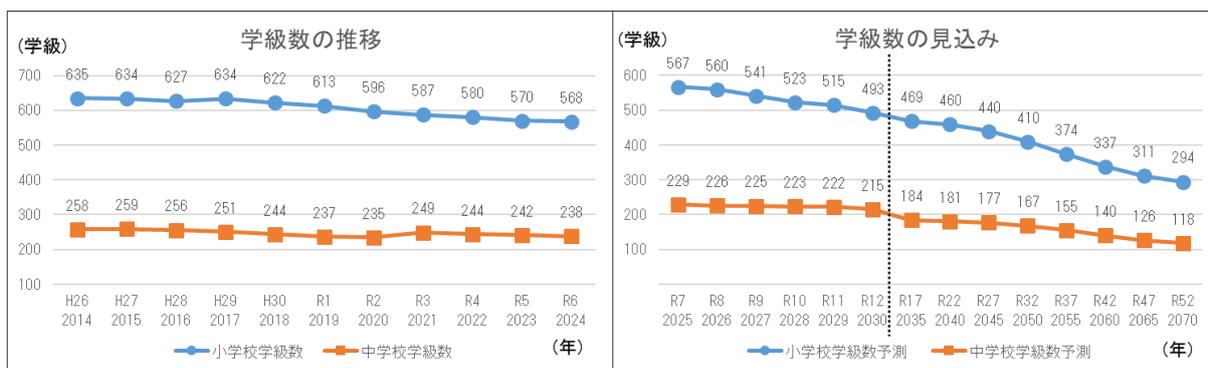
また、中学校の生徒数は10年前と比較すると1,330人減少（14.9%減少）しており、更なる減少が見込まれている。



4 学級数の推移と見込み（みやま分校除く。通常学級のみ）

小学校の学級数は10年前と比較すると、67学級減少（10.6%減少）しており、更なる減少が見込まれている。

また、中学校の学級数は10年前と比較すると、20学級減少（7.8%減少）しており、更なる減少が見込まれている。



- *令和7年度から令和12年度までは、令和6年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校入学予定幼児数、そして、中学校進学見込数をもとに児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和6年度の学級数である小学校1、2年生の30人、他の学年の35人で算出した。）。
- *令和13年度以降は、令和7年度から令和12年度までの児童生徒数の予測や、社人研の推計を基に児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和7年度から令和12年度までの児童生徒あたり学級数の平均値を小学校、中学校ごとに算出し、児童生徒数の予測からそれぞれ割り返して算出した。）。

5 適正規模の基準

本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとする。

なお、適正規模からは外れるが、児童生徒数の推移を特に注視していく学校を準適正規模として規定する。

小学校	
適正規模	1学年平均2学級を下限とする12学級から18学級
準適正規模	9学級から11学級、19学級から21学級
中学校	
適正規模	1学年平均4学級を下限とする12学級から18学級
準適正規模	9学級から11学級

- *特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。
- *学級数は、ニューノーマルGUNMA CLASS PJにより、小学校1、2年生は30人学級で算出し、他の学年は35人学級で算出する。

6 適正配置の基本的な考え方

児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現するには、通学区域の変更が必要になる場合がある。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

また、学校の統合にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、スクールバス等の多様な交通手段の導入を検討することとする。

7 適正規模・適正配置の検討対象校

本基本方針では、小中学校の準適正規模の基準を下回る学校を小規模校、準適正規模

又は適正規模の基準を上回る学校を大規模校とし、小規模校や大規模校になってから3年間が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校を検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方に基づき、適正規模校又は準適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

ただし、令和7年度時点で小規模校や大規模校になってから3年以上が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校については、令和8年度から検討に取り組む対象校とする。

また、検討にあたっては、対象校の保護者や地域との話し合いの中で、地域の実情に合わせて取組を進めることとする。

8 適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」と、「学校の統合」という2つの方策を各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行うこととする。

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮する。

また、学校の統合にあたっては、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て取組を進めることとし、以下のいずれかに該当する場合には、義務教育学校への移行も選択肢のひとつとする。

- ・小規模の小学校同士が隣接しており、進学先の中学校には、隣接する小学校以外からの進学がなく、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合
- ・小規模の小学校と小規模の中学校が隣接しており、その校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

9 適正規模・適正配置に伴う教育環境の整備

学校の適正規模・適正配置を推進する際には、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

- (1) 通学路の安全確保
- (2) 学校の施設設備の整備
- (3) 児童生徒にとっての環境変化への対応

10 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地、施設利用については、前橋市市有施設総合管理計画の方向性である「保有総量の縮減」及び「効率的利活用の推進」に則り、地元の意見等も踏まえながら検討する。

(3)

1.1 適正規模・適正配置の手順

(1) 小規模校の適正規模・適正配置

「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて検討を推進する。

(2) 大規模校の適正規模・適正配置

隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。

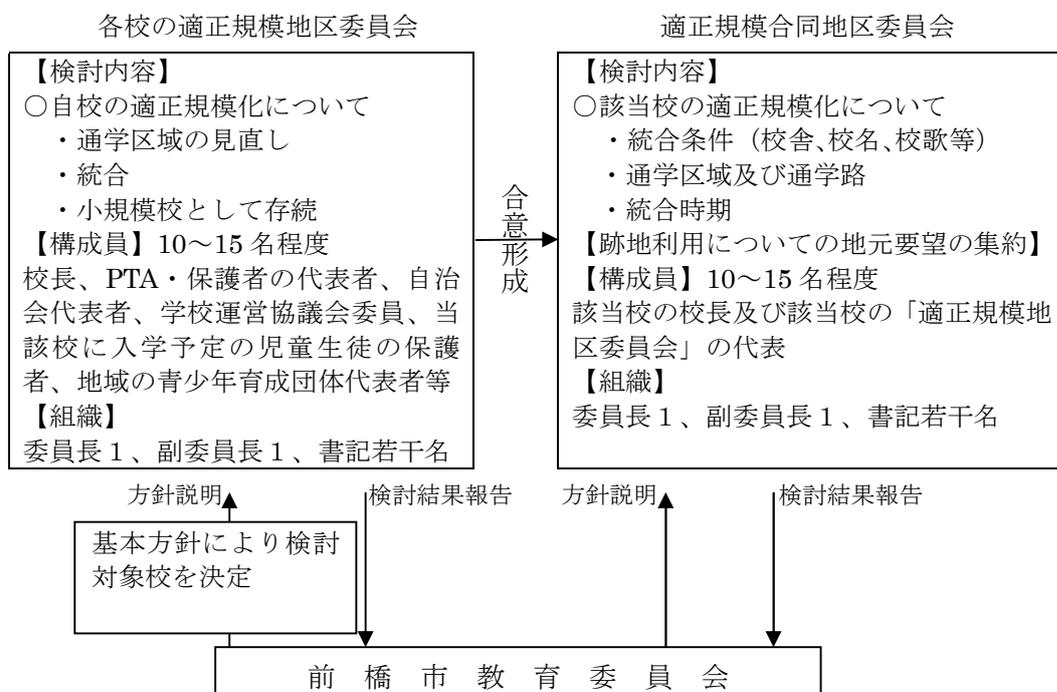
(3) 「適正規模地区委員会」及び「適正規模合同地区委員会」の設置

適正規模・適正配置を進める際には、対象校に「学校の適正規模を考える地区委員会」を設置する。「適正規模地区委員会」は、児童生徒の現在及び将来を見通し、該当校の適正規模化について責任を持った討議を進める。そして、その結果を「〇〇校の今後の在り方について」として市教委に報告する。

さらに、互いに対象校となっている学校の「適正規模地区委員会」で「通学区域の見直し」、「学校の統合」が同一の方向で合意された場合は、対象校同士の「当該地域の適正規模を考える合同地区委員会」（以下、「適正規模合同地区委員会」という）を設置する。

「適正規模合同地区委員会」は、複数校の合意を検討し、その結果を「当該地区の今後の在り方について」として市教委に報告する。

「適正規模地区委員会」、「適正規模合同地区委員会」及び市教委との関連は、下図のとおり



- ・校長は各委員会の構成員とする。
- ・事務局は前橋市教育委員会内に置く。

(4)

教育委員会議案第12号

前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定について

前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）を次のとおり決定しようとする。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）（案）に係る
パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

図書館

1 意見募集期間

令和7年1月8日（水）から31日（金）まで

2 意見提出者及び意見数

- ・意見提出者数：1人
- ・意見提出件数：3件

3 意見の概要及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>・デジタル（ICT）との併用促進</p> <p>GIGAスクール構想によってICT活用が多くの子どもに行き渡り、読書・学習の充実が図られると思われま。一方で日本よりもICT教育を先に推進していたスウェーデンやフィンランドでは、タブレットの活用時間を減らす、紙の教科書の再配布といった動きもあるようです。幼少期からタブレットやスマートフォンを見すぎることによる身体的な影響も考慮すべきだと思われま。電子書籍やデジタルによる読書環境の整備には科学的見地も求められると思いま。</p>	<p>計画策定に向け実施したアンケート結果では、電子書籍に対して、メリットを感じつつも慎重な考え方が多かったことから、発達段階に応じた子どもの読書環境への影響を把握し対応していく必要があります。紙の本と電子書籍を切り離すのではなく、双方のよい面を活用していくことが重要です。両者を適切に使い分ける力を身につけることで、読書の質が高められることを伝え、子どもたちを支援していきます。</p>
2	<p>・民間との連携</p> <p>子どもの読書推進計画という観点から学校、公共図書館の記載が多く割かれている印象です。図書館の充実、蔵書の更新は重要な観点ですが、一方で民間（書店）との連携も検討すべきと思われま。</p> <p>現在経済産業省が書店振興の観点からプロジェクトチームを立ち上げており、また文部科学省には書店・図書館連携事例が掲載されています。</p>	<p>子ども読書活動推進計画（第四次）では4つの活動方針を揚げ、方針4「社会全体で読書活動推進に取り組むための連携及び周知啓発」としています。地域で活動する読み聞かせボランティアなどの団体と連携し、前橋ブックフェスなど、本に関係するイベントに協力・参加し、本に親しみ、楽しむ機会を増やす取り組みを行います。</p>

	<p>前橋市は市立図書館が再開発によって中心市街地に移転予定と伺っております。より民間（書店に限らず）との連携が求められると思われま。</p>	
3	<p>・移動書店・移動図書館の検討</p> <p>図書館は各学校にある一方で、予算の関係で蔵書の更新が滞る場所もあると聞きました。また、書店の閉店が続き、そもそも本に触れる場所も少なくなっていると思われま。例えば開発が進むローズタウン周辺には書店が1店舗もなく、公共図書館も離れていると聞いたことがあります。学校以外にも本に触れる場所を作ること、様々な本に出合えるようになると考えま。移動図書館、移動書店を行って行くこともよいのではないですか。</p>	<p>本市では利用者の減少などから平成29年3月に移動図書館を廃止しましたが、令和4年5月に永明分館を開館したことで市内全地区への図書館分館の設置が完了しました。読書活動への関心を高める取り組みとして、図書館本館と分館の連携により、どこでも借りられ、どこでも返せる図書館という利便性を継続していきます。</p>

※とりまとめの都合上、意見等の内容は適宜要約しています。

(案)

前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）

【概要版】

第1章 前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）の概要

1 目的

未来を担う子どもたちが、本と出会い、本を通して人と出会い、自主的に読書活動ができる環境を整え、多様な人と協働しながら主体的・創造的に社会を創る人の育成を目指す。

2 期間

令和7（2025）年度から11（2029）年度までの5年間

3 計画の対象

概ね18歳以下の子ども



4 計画の位置づけ

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項（努力義務）に基づき策定。また、「前橋市教育の大綱」の実現に向けて取り組むための「第3期前橋市教育振興基本計画」にも位置づけられている。

学識、ボランティア、学校司書等で構成された計画策定委員及び保健師、保育士、教育・福祉関係の市職員で構成された実務部会で前橋市子ども読書活動推進計画（第四次）策定委員会を設置し検討を行った。

第2章 計画策定の背景

1 前橋市の取り組み

(1) 教育におけるデジタル化の推進

国のGIGAスクール構想により、ICTを活用した子どもたちの学びを支える環境が整備された。

(2) コロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民ボランティアによる読み聞かせは休止となり、子どもたちの読書環境に大きな影響を及ぼした。市立図書館では、令和5（2023）年3月に電子書籍サービスを導入し、図書館に足を運ばなくても書籍を借りたり閲覧できたりするようになった。令和5年度以降は、イベントへの参加を制限することなく開催でき、参加者もコロナ禍以前の人数に回復している。

(3) 第三次計画の期間延長

令和5年度に「前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画」が策定され、図書館新本館が中心市街地へ移転することに伴い、前橋こども図書館の移転統合が決定され、前橋市子ども読書活動推進計画（第三次）の時点修正を行い、令和6（2024）年度までの第三次延長計画を策定した。

2 国・県の動向

(1) 国の計画

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年度～9年度）

(2) 群馬県の計画

群馬県読書活動推進計画（令和2年度～6年度）＝令和4（2022）年3月改定

3 経年変化で見る子ども読書の現状

令和元（2019）年度と令和5（2023）年度の前橋市と全国の状況を比較した。「読書は好き」に「当てはまる」または「どちらかと言えばあてはまる」を選択した子どもは、小学6年生、中学3年生ともに、前橋市が全国より高い結果となっている。

経年変化を見ると「1日当たりの読書時間は30分以上」の割合が減少傾向となっている。

第3章 第三次延長計画のこれまでの取り組み

1 家庭における読書活動の取り組み

赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントするブックスタート事業を実施した。

2 学校等における読書活動の取り組み

幼稚園・保育所（園）等において、毎日の保育の中でのおはなし会を実施した。学校内では、教師や児童生徒、地域のボランティアによる読み聞かせを行った。

3 図書館における読書活動の取り組み

ボランティアと協力しておはなし会や読み聞かせボランティアの養成講座を開催した。小学1年生には図書館利用カードを配付、中学1年生にはおすすめ図書のブックリストを配信し、読書に対する興味・関心を高める読書情報を提供した。

4 地域における読書活動の取り組み

地域のボランティア活動を支援し読書活動を推進した。

第4章 前橋市における子ども読書活動の現状と課題

1 第四次計画策定に向けてのアンケートの実施

令和6（2024）年5月、市内各地区の幼稚園、保育所（園）等、小中高等学校、特別支援学校の児童生徒、保護者及び施設を対象にアンケートを実施した。

2 アンケート結果を受けての課題

(1) 学校図書館の充実

公共図書館よりも、学校図書館を利用する割合が高い。読書時間の確保や子どもにとって一番身近な学校図書館の充実などが求められている。

(2) 電子書籍について

電子書籍の利用はわずかだが、紙の本と電子書籍を切り離すのではなく、双方のよい面を活用していくことが重要である。

(3) 家庭での取り組み

本に触れる機会をつくる。家庭での取り組みで重要なのが保護者の存在で、大人に向けても読書の楽しさや大切さを周知啓発していく必要がある。

(4) 図書館への要望

豊富な資料と学習や会話ができるスペースの充実が求められている。時代に合わせた多様な読書機会の提供に努めるなどの取り組みが必要。

第5章 第四次計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちが読書する機会を増やし、自分と向き合う時間、自ら考える時間を確保することが大切である。本を通して子どもたちのさまざまな可能性を広げるために、読書に対する意欲を高める取り組みを推進していく。

多くの本を読むことも重要であるが、読んだ冊数（量）だけでなく読書の「質」も求められる。読書の「質」を高める取り組みを推進していく。

2 目 標

子どもが主体的に本に触れ、親しむ環境を整える

子どもが主体的に本に触れ読書に対する意欲を高め、図書館や学校、地域が連携して時代に合わせた多様な読書機会を提供し、子どもの読書活動を推進していく。

3 計画の4つの活動方針

【方針1】 発達段階に応じた読書習慣の定着

図書館を利用するきっかけとして、おはなし会などさまざまなイベントを開催する。ブックスタート事業を推進し、親子を対象とした絵本の紹介などを行う。

【方針2】 学校図書館・公共図書館の一層の活用

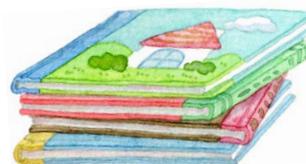
子どものニーズにあわせた図書の整備を進める。図書館本館と分館の連携を継続する。図書館新本館基本構想・基本計画に掲げられた子どもに対するサービスについて計画的に取り組む。

【方針3】 デジタル社会に対応した読書環境の整備

電子書籍等デジタル書籍の環境を整え、適切に活用するための支援を行う。図書館新本館が目指す、デジタル技術を活用したサービス拡充を進める。

【方針4】 社会全体で読書活動推進に取り組むための連携及び周知啓発

読み聞かせボランティアなどの団体と連携し活動を支援する。本に関するイベントに協力・参加し、本に親しみ、楽しむ機会を増やす取り組みを行う。



第6章 第四次計画における具体的な取り組み

1 4つの活動方針とその具体的な取り組み

第5章で掲げた計画の4つの活動方針、【方針1】から【方針4】までの具体的な内容について示す。

【方針1】発達段階に応じた読書習慣の定着

(1) 家庭における読書活動の推進

- ◇絵本の紹介 ◇ブックスタート事業の推進
- ◇読み聞かせの実施 ◇多文化共生への施策

(2) 地域における読書活動の推進

- ◇読み聞かせ講座 ◇読書活動啓発 ◇団体との連携
- ◇団体等への周知啓発 ◇読み聞かせの実施
- ◇学生ボランティア・職場体験の受け入れ
- ◇本の紹介・展示コーナーの設置 ◇地域連携図書室の設置

(3) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における読書活動の推進

- ◇読み聞かせの実施 ◇研修会開催 ◇親子読書
- ◇本に触れる環境づくり ◇団体との連携 ◇図書館の活用

【方針2】学校図書館・公共図書館の一層の活用

(1) 小学校・中学校における読書活動の推進

- ◇読み聞かせの実施 ◇本に触れる環境の整備
- ◇授業における読書活動 ◇本に親しむ読書活動
- ◇学校図書館の活用と整備 ◇親子読書の啓発 ◇司書の訪問支援の実施

(2) 高等学校における読書活動の推進

- ◇本に親しむ読書活動 ◇図書情報の提供 ◇読書活動の推進

(3) 特別支援学校における読書活動の推進

- ◇読み聞かせの実施 ◇本に触れる環境整備 ◇本をつなぐ支援の充実

(4) 図書館における子ども読書活動の推進

- ◇各種イベントの開催 ◇読書情報の提供
- ◇学生ボランティア・職場体験の受け入れ
- ◇多文化共生への施策 ◇読書環境の整備・充実 ◇ネットワークの充実
- ◇事業・行事の実施 ◇学校等との連携 ◇図書館新本館

【方針3】デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ◇既有機器の活用・デジタル環境の整備 ◇読書意欲を高める施策

【方針4】社会全体で読書活動推進に取り組むための連携及び周知啓発

- ◇団体等との連携 ◇協働ボランティアの育成

報告第2号

令和7年第1回定例会市議会提出予定議案（条例）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年第1回定例会市議会に提出予定の議案の作成に対し教育委員会の意見を付すことについては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和7年3月13日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

1 市議会への提出予定議案

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

2 教育委員会の意見

異議なし

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和7年 月 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年前橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(前橋市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第2条 前橋市学校給食共同調理場設置条例(昭和41年前橋市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号及び第22条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項第2号中「市の栄養士」を「市等の栄養士又は管理栄養士」に、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年前橋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第7項第2号中「若しくは」を「又は」に、「又は市に配置されている栄

養士」を「、市等の栄養士又は管理栄養士」に、「必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第6条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号及び同条第9項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第 88 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 11 条 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 38 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 12 条 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 45 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 13 条 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 14 条 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年前橋市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 7 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 15 条 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 148 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 183 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 190 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 16 条 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 153 条第 1 3 項中「栄養士又は機能訓練指導員については」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については」に改める。

(前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項ただし書及び第4号、第167条第1項ただし書及び第3号並びに第174条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第 号）

共生社会推進課
教育委員会事務局総務課
社会福祉課
こども施設課
介護保険課
障害福祉課

1 改正の理由

栄養士法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 内容

次の条例における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とする規定に改める。

- (1) 前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市学校給食共同調理場設置条例
- (3) 前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (6) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (14) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (15) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例

(16) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(17) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

3 施行期日

令和7年4月1日

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員配置の基準等)</p> <p>第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(職員配置の基準等)</p> <p>第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>栄養士</u>又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

前橋市学校給食共同調理場設置条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に場長、<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>その他必要な職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に場長、<u>栄養士</u>その他必要な職員を置く。</p>

前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p>

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、</p>	<p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、</p>

<p>当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、<u>市等の栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、<u>市の栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	---

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表
(第5条関係)

改 正 案	現 行
<p>(施設設備)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該認定こども園<u>又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による<u>必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>8～10 省略</p>	<p>(施設設備)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該認定こども園若しくは他の施設、保健所<u>又は市に配置されている栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>8～10 省略</p>

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第6条関係)

改 正 案	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方</p>

<p>法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	--

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第7条関係)

改正案	現 行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(7) 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>栄養士</u> 1以上</p> <p>(7) 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 <u>栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p>

(5) 省略

(5) 省略

前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第8条関係)

改正案	現 行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 <u>栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p>

(5) 省略
10～11 省略
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第47号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 省略

(5) 省略
10～11 省略
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第47号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 省略

前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同</p>	<p>(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の事務員</p>

<p>項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>11～13 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第5号の<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10～11 省略</p> <p>第7条～第11条 省略</p>	<p>のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>11～13 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第5号の<u>栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項第5号の<u>栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10～11 省略</p> <p>第7条～第11条 省略</p>
---	---

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第10条関係)

改正案	現 行
<p>(食事)</p> <p>第88条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第88条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第11条関係)

改正案	現 行
<p>(食事)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健</p>	<p>(食事)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受</p>

所等の指導を受けるよう努めなければならない。	けるよう努めなければならない。
------------------------	-----------------

前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第12条関係)

改正案	現 行
<p>(食事) 第45条 省略 2～3 省略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事) 第45条 省略 2～3 省略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第13条関係)

改正案	現 行
<p>(食事) 第30条 省略 2～4 省略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事) 第30条 省略 2～4 省略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第14条関係)

改正案	現 行
<p>(従業者の員数) 第6条 省略 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるもの)に限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)～(5) 省略 2～6 省略 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3</p>	<p>(従業者の員数) 第6条 省略 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるもの)に限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)～(5) 省略 2～6 省略 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3</p>

号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8～9 省略	号の <u>栄養士</u> 及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8～9 省略
---	--

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第15条関係)

改正案	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおり</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおり</p>

とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所

とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要と

<p>所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>される数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 省略</p>
--	--

前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第16条関係)

改正案	現行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 省略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 省略</p>

前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表(第17条関係)

改正案	現行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節</p>

から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。))が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 省略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)～(6) 省略

2～8 省略

(従業者の員数)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」

から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。))が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 省略

(4) 栄養士 1以上

(5)～(6) 省略

2～8 省略

(従業者の員数)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」

という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 省略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 省略

という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 省略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 省略

教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	火	前橋市交通指導用務委嘱状交付式	14:30～15:00	市役所11階北会議室	学務管理課
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月	市立幼稚園始業式		各幼稚園	教育支援課
		市立小・中・特別支援学校始業式・入学式		各学校	学校教育課
		明寿大学入学式	10:30～11:30	中央公民館ホール	生涯学習課
8	火	市立幼稚園入園式		各幼稚園	教育支援課
		市立前橋高等学校始業式・入学式		前橋高等学校	前橋高等学校
9	水				
10	木				
11	金				
12	土	大室古墳の語り部定例会	9:20～	大室公園民家園	文化財保護課
		中学生・多様な学びの日			学校教育課
13	日	中学生・多様な学びの日			学校教育課
14	月				
15	火	教育委員会4月定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
16	水				
17	木				
18	金	第4回前橋市はたちのつどい企画運営委員会	19:00～21:00	中央公民館507会議室	生涯学習課
19	土				
20	日				
21	月	子ども会育成団体連絡協議会総会	19:00～21:00	総合福祉会館ホール	生涯学習課
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				
26	土	粕川歴史民俗資料館ミニ企画展「月田地蔵塚古墳」のハニワ(～9月3日)	10:00～16:00	粕川歴史民族資料館	文化財保護課
27	日				
28	月				
29	火				
30	水				

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	木				
2	金				
3	土	憲法記念日			
		こども春まつり	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	教育支援課
		こどもの日フェスティバルおはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
4	日	みどりの日			
		こども春まつり	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	教育支援課
		こどもの日フェスティバルおはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
5	月	こどもの日			
		こども春まつり	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	教育支援課
		こどもの日フェスティバルおはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
6	火	振替休日			
		こども春まつり	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	教育支援課
7	水				
8	木				
9	金				
10	土	中学生・多様な学びの日			
11	日	中学生・多様な学びの日			
12	月				
13	火	教育委員会5月定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				
18	日				
19	月				
20	火				
21	水	前橋市立前橋高等学校開講記念式典		前橋高等学校	前橋高等学校
22	木				
23	金	青少年健全育成会連絡協議会総会	15:30～16:30	中央公民館ホール	生涯学習課
24	土	前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～15:30	桂萱公民館ホール	文化財保護課
25	日				
26	月				
27	火				
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				

令和 6 年度第 2 回前橋市教育情報利活用推進委員会の開催結果について

総務課

会 議 名	令和 6 年度第 2 回前橋市教育情報利活用推進委員会
日 時	令和 7 年 2 月 2 8 日（金） 午後 3 : 3 5 から午後 4 : 4 5
場 所	前橋市総合教育プラザ 6 1 研修室
出 席 者	<p>（委員：14 人）</p> <p>委員長 吉川教育長</p> <p>副委員長 片貝教育次長、金井指導担当次長</p> <p>委員 高橋総務課長、木村教育施設課長、神宮文化財保護課長 後藤学務管理課長、田村学校教育課長、 安藤教育支援課長、中嶋情報政策課長、 山中小学校校長会会長、本間中学校校長会副会長、 森坂公立学校教頭会会長、 青木悠樹群馬大学理数データ科学教委育研究センター長</p> <p>（委員長指名による出席者：2 人）</p> <p>和地学校教育課課長補佐兼情報教育推進係長</p> <p>上ノ内学校教育課副主幹</p> <p>（事務局：1 人）</p> <p>霜田総務課教育DX担当係長</p>
議 題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) GIGA スクール構想に係る令和 8 年度 1 人 1 台端末の更新について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 次期教育情報基盤更改に伴う教職員用端末の調達方針について</p> <p>(2) 第 2 期前橋市学校教育情報化推進計画について</p> <p>(3) 学習者用端末の持ち帰りについて</p>
報告及び協議概要	<p>1 報告事項</p> <p>(1) GIGA スクール構想に係る令和 8 年度 1 人 1 台端末の更新について （学校教育課）</p> <p>【市立小・中・特別支援学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度更新予定の学習者用端末は「Chromebook」とする。 〈導入理由〉 <ul style="list-style-type: none"> ①マルチウィンドウ操作による複数の作業が容易であること。 ②キーボード一体型でタイピングスキルの向上が期待できること。 ③初期設定や更新作業の一元管理が容易であること。 ・通信環境は LTE 通信を保持しつつ、学校ごとの通信状況により Wi-Fi 環境を整備する。 ・財政負担は、5 年リースの約 3 2. 6 億円を想定。 <p>【市立前橋高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度中に Wi-Fi 環境を整備する。 ・令和 8 年度の新入生から BYOD 方式を採用する。 ※全学年への完全移行は 2 年間かけて実施予定。 ・財政負担は、Wi-Fi 環境整備で約 1, 6 0 0 万円を想定。 <p>2 協議事項</p>

	<p>(1) 次期教育情報基盤更改に伴う教職員用端末の調達方針について (情報政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Chromebook」の採用を検討する。 〈ChromeOSを導入した場合のメリット〉 <ul style="list-style-type: none"> ①Windowsに比べ約25億円の費用削減が見込めること。 ②児童生徒用端末をChromebookにすることから、同じOSとなり授業での連携がスムーズになること。 ③常に最新OSに更新されることでセキュリティが強化されること。 ④インシデントへの対応は、クラウドが基本となるため安全性が高いこと。 <p>(2) 第2期前橋市学校教育情報化推進計画について (学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の推進計画にある5つの基本方針(A～E)を7つに再編成し、より明確な方向性を示す。 〈主な方針の見直し案〉 <ul style="list-style-type: none"> ①「個を伸ばす」「創り出す」「認め合う」「未来へつなぐ」の4つの基本方針に基づいて、児童生徒の学びの方向性を整理する。 ②ICT環境整備、校務の情報化の充実も進める。 ・令和8年度の施行開始を予定しているため、令和7年度にパブリックコメント等を実施し第2期推進計画を確定していく。 <p>(3) 学習者用端末の持ち帰りについて (学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習者用端末の持ち帰りに対する課題は、端末の重量による小学校低学年の身体への負担が問題視されていること。 〈改善案〉 <ul style="list-style-type: none"> 小学校1年生は「学校保管を基本とし、持ち帰りも選択可能」とする柔軟な対応を検討する。 ・学校保管の課題としては、保管庫の設置費用と設置スペースの確保であること。
<p>主な意見等</p>	<p>(1) 次期教育情報基盤更改に伴う教職員用端末の調達方針について Chromebookを導入した場合、群馬県教育委員会が導入している給与システムなどWindowsを使用しているため、次期教職員用端末にChromebookを導入しても、一部Windows端末も確保する必要がある。</p> <p>(2) 第2期前橋市学校教育情報化推進計画について 「シンプルで活用しやすい計画」を学校現場は望んでいる。簡潔に冊子にまとめることが重要である。</p> <p>(3) 学習者用端末の持ち帰りについて 低学年のみ持ち帰り制限を行うのは根拠が曖昧であり、方針の転換については慎重な検討が必要。持ち帰りの負担よりも使い方の指導が重要である。</p>

令和6年度第2回文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課

会 議 名	令和6年度第2回前橋市文化財調査委員会議
日 時	令和7年2月4日（火）午前10：00～11：50
場 所	文化財保護課 2階 大会議室
出 席 者	村田委員長、能登委員、右島委員、須永委員、野口委員（委員：5名） 神宮課長、信澤副参事、他7名（事務局：9名）
議 題	<p>1 諮問 （1）前橋市指定重要文化財の指定について 月田近戸神社中世石造物群</p> <p>2 審議 （1）前橋市指定重要文化財の指定について 月田近戸神社中世石造物群</p> <p>3 議事 （1）報告 ①今年度の文化財調査について ②その他 （2）主な実施事業 ①臨江閣補助事業（防火対策工事） ②群馬県指定重要文化財三夜沢赤城神社本殿並びに中門保存修理事業 ③令和6年度総社古墳群範囲内容確認調査事業ほか ④令和6年度上野国府等範囲内容確認調査事業 ⑤普及啓発事業 （3）その他 ①文化財保存活用地域計画について ②歴まち事業について ③臨江閣の指定管理制度導入について</p>
結果概要	<p>1 諮問 市指定重要文化財候補「月田近戸神社中世石造物群」の指定について、諮問を行った。</p> <p>2 審議 市指定重要文化財候補「月田近戸神社中世石造物群」の指定について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの答申が出された。</p> <p>3 議事 ①令和6年度の文化財調査の結果を報告した。 ②令和6年度実施事業の概要について報告し、委員より了解を得た。</p>
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・月田近戸神社中世石造物群のうちの六地藏石殿は、六地藏石殿として県内最古の銘を持ち、県指定でもおかしくない貴重なものである。 ・稲葉家文書の中から、女性の名前が書かれた家系図が出てきた。珍しく貴重である。 ・ザゼンソウ移植については、葉の展開が大きかったものや根が途中で切れてしまったものが枯れてしまったので、その点に注意して移植を行うと良い。 ・文化財保存活用地域計画については、テーマを決めた方が良い。歴史まちづくり計画と調整を図り、作成を進めていってほしい。

令和7年度 市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

1 【実施状況】 検査日：令和7年2月20日(木)、21日(金) ※合格発表：3月5日(火)

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
R7	男	240	103	29	132	1.22	78	28	106
	女		120	41	161		102	37	139
	計		223	70	293		180	65	245

【参考】

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳			
			市内	市外	合計		市内	市外	合計	
R5	前期	男	69	42	111	2.03	30	27	57	
		女	99	34	133		45	18	63	
		計	168	76	244		75	45	120	
	後期	男	120	47	18	65	1.14	44	14	58
		女		54	18	72		50	12	62
		計		101	36	137		94	26	120
R6	男	240	72	28	100	0.99	72	28	100	
	女		89	49	138		89	49	138	
	計		161	77	238		161	77	238	

2 【合格者合計】

入学年度	男女	募集人員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
R5	男	240	74	41	115
	女		95	30	125
	計		169	71	240
R6	男	240	72	28	100
	女		89	49	138
	計		161	77	238
R7	男	240	78	28	106
	女		102	37	139
	計		180	65	245

令和 6 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課

日 時	令和 7 年 1 月 3 1 日（金） 午後 3 時 1 0 分から午後 3 時 5 0 分まで
場 所	前橋市立大胡東小学校 図書室
出 席 者	<p>（審議会委員 13 人） 森谷委員長、持田副委員長、宮崎委員、三上委員、須藤委員、水野委員、小高委員、井上委員、生方委員、天宮委員、平形委員、池田委員、羽鳥委員</p> <p>（大胡地区学校支援連絡会 3 人） 阿部会長、後藤副会長、小林大胡公民館長</p> <p>（事務局 7 人） 佐藤生涯学習課長、船津中央公民館長 関沼副参事、他 4 人</p>
議 題	<p>地域学校協働活動と公民館</p> <p>（1）大胡地区学校支援連絡会から報告 （2）大胡東小学校から報告 （3）意見交換</p>
結果概要	<p>・大胡東小学校において、大胡地区学校支援連絡会主催の令和 6 年度第 3 回「仕事に対する夢を育む授業」を視察した。</p> <p>・諮問のテーマである「地域学校協働活動と公民館」を踏まえ、大胡地区学校支援連絡会及び大胡東小学校に対して事前にアンケートを実施し、その回答に基づいて活動方針や内容等について報告をいただき、意見交換を行った。</p>
主な意見	<p>○学校では現実的にできない授業を、地域が主体となって子どもたちに提供していることに大きな意義があると考えます。</p> <p>○学校と地域をつなげるためにも、各公民館に社会教育主事などの専門職を配置する必要がある。市の重要施策として取り組んでほしい。</p> <p>○公民館職員には地域の教育資源の発掘・育成、学校のニーズとのコーディネート役割を担っていただきたい。</p> <p>○来年度から全校で導入されるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が、各々しっかりと共通理解を持って連携を図ることが必要だと考える。</p>